

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から平成4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から59年7月まで
② 昭和59年8月から平成4年9月まで

私が20歳になった昭和53年*月ごろ、母親が私の国民年金の加入手続を区役所で行った。年金手帳については記憶にない。

申立期間①の国民年金保険料については、具体的な金額等の記憶はないが、両親と私の3人分の保険料を母親が区役所で納付していた。申立期間②の保険料については、結婚後同居した妻が夫婦2人分の保険料を初めは納付書で、しばらくしてからは口座振替で納付していた。母親も妻も自分の保険料を納付して私の保険料を納付しないはずはないので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金保険料を納付したとしている申立人の妻は、昭和59年8月の結婚に際して厚生年金保険適用事業所を辞め国民年金へ加入していることが認められるとともに、加入以降においては申立期間を含めて保険料の未納はなく、申立人の両親と同居しながら、自分の保険料のみ納付を行い、申立人である夫の保険料を何年にもわたって未納のままにしておくことは考え難いことから、結婚時点では、申立人も国民年金に加入し、その妻と保険料の納付をしていたと考えても不自然ではない。

また、申立人の妻は、結婚当初は納付書で、しばらくしてから郵便局の口座振替で納付したと証言しているところ、申立期間当時の居住地での制度と一致していることから、申立期間②についても、申立人の妻が夫婦2

人分の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間②当時に居住していた市においては、国民年金の未適用者の加入促進対策等を実施していたことが確認でき、夫婦の婚姻届の提出時や、その妻の国民年金加入手続時等の機会において、申立人の国民年金加入状況についても把握されていたものと考えられ、申立人がこのような機会を経ても未加入のままであったとは考え難い。

- 2 一方、申立期間①について、昭和 53 年 1 月ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったとしているところ、その母親は具体的な加入手続、年金手帳及び保険料月額等についての記憶が定かではなく、申立人も加入手続及び保険料納付に関与しておらず具体的な記憶がないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から平成 4 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間当時、国民年金についての加入は任意であったが、義母も任意加入していたし、自治会長の勧めもあったので、昭和 42 年 4 月に加入手続をしたと思う。国民年金保険料については、その加入時に、昭和 40 年 3 月から 42 年 3 月分までの分を当時の自治会長に一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は国民年金の任意加入被保険者であり、さかのぼって国民年金の資格を取得すること、及び保険料を納付することはできないところ、申立人が所持する昭和 42 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳の記載では、後に訂正されているものの、少なくとも加入手続時において、申立人は強制加入被保険者として取り扱われていたことがうかがわれ、このことは、資格取得日がさかのぼって 40 年 3 月 1 日とされていること、及び 42 年 4 月 27 日に 41 年 4 月から 42 年 3 月までの 1 年分の国民年金保険料が領収されていることから裏付けられる。

また、申立人が、さかのぼって一括納付した昭和 41 年度の国民年金保険料については、平成 21 年 5 月に申立人が所持する国民年金手帳の検認記録により訂正されるまで未納とされていたこと、及び特殊台帳では当初から任意加入被保険者とされているが、資格取得日は昭和 42 年 4 月の加入手続時からさかのぼった 40 年 3 月 1 日のままであるなど、申立人の国民年金手帳の記載内容と特殊台帳やオンライン記録の内容とでは大きく異なることから、行政の事務手続及び記録管理に不備があったことは明らかである。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続時において強制加入として取り扱われていたことから、現年度保険料としての昭和 41 年度分とともに、過年度保険料として申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間は 13 か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金へ任意加入して以降、申立期間以外の加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、国民年金保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 51 年 6 月まで

私は会社を退職後、私の母親から国民年金の加入を勧められたため、昭和 49 年 9 月に市役所で、私の国民年金の任意加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付した。当時は夫の異動により転居する直前であり、慌ただしい時期に国民年金の加入手続や保険料を納付したことを鮮明に憶えている。また、その後の保険料については、同年 10 月に転居した地域では自宅に近く利便性の良い金融機関で納付したこと、及び 50 年 9 月に転居した地域では買い物で頻繁に出掛けた駅前にある金融機関で納付したことを憶えている。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 22 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、昭和 49 年 9 月に市役所で国民年金の加入手続を行った際に、国民年金手帳を受け取ったことを記憶しており、その手帳は同年 10 月以前に発行されていた手帳の様式と一致することから、当時申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたものと推認できる。

さらに、申立人は、昭和 49 年 10 月の転居を控えた慌ただしい時期に国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったこと、及び二度にわたる転居後の地域では、自宅近くの金融機関や駅前にある金融機関で保険料を納付したことを具体的かつ鮮明に記憶している上、50 年に転居した地域の市役所では、転入手続の際に併せて国民年金保険料等の案内を行っていた事を確認できることから、申立人の主張は信憑^{びよう}性が高いものと考えられる。

加えて、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その上、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間後の国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 3 年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで
② 平成 3 年 8 月から同年 12 月まで

私は、母親に勧められ昭和 62 年 3 月ごろに区役所で私の国民年金の加入手続を行った際、窓口で、過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付できることを聞いたことから、申立期間①の保険料を同年春ごろに、納付書により金融機関で納付した。申立期間②については、保険料の納付金額をはっきり憶えていないが、毎月自宅近くの金融機関で納付書により納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、13 か月及び 5 か月と比較的短期間である。

また、申立期間①について、申立人は昭和 62 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行っていたことが確認できることから、申立人が過去の未納期間の保険料を納付したとする同年春ごろの時点で、申立期間①の保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間①について、申立人が過去の未納期間についてさかのぼって納付したとする保険料額は、当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

加えて、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、申立期間②における厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行っていることが確認できることから、申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その上、申立期間②について、申立人は、毎月納付書により金融機関で納

付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域では、金融機関で納付書による保険料納付が可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から41年10月まで

私は、昭和36年に国民年金に任意加入したが、38年4月ごろ離婚を前提に夫と別居するため転居し、任意加入の資格喪失手続を行った。その後、正式に離婚をして実家近くに転居し、旧姓に戻ったことから、将来のことを考え、転居後の別の区で再び加入の手続を行い、1冊目と同じ赤い色の国民年金手帳の交付を受けた。国民年金保険料については、近所の郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年に国民年金の任意加入の資格喪失手続を行った後、離婚が成立した39年12月に別の区で再度加入手続を行い、この時に交付された2冊目の国民年金手帳は、最初に交付された手帳と同じ色の手帳であったとしているところ、申立人の資格喪失及び再加入の動機は明確である上、これらの手続についての記憶も具体的かつ鮮明であるとともに、2冊目の国民年金手帳の色は申立人の主張どおりであることなどが確認でき、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、行政側においては、申立人が昭和38年に資格喪失手続を行った区から、申立期間当時に居住していた区に転出したことを把握していたことが確認できることから、申立人は、同じ国民年金手帳記号番号によって国民年金への再加入の手続を行ったものと考えられ、再加入手続を行いながら、その直後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ23か月と比較的短期間である上、申立人は、

国民年金に任意加入し、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなどから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 46 年 12 月ごろに私の父親が市役所で行った。国民年金保険料については、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで納付書により金融機関で納付していたはずである。私は、国民年金の任意加入被保険者の資格喪失を行った憶えはないことから、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では 1 ヶ月単位の収納による納付書方式を実施しており、申立人が申立期間当時、納付していたとする保険料額は、当時の金額とおおむね一致していることが確認できる上、同金融機関は存在していたとともに保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和 59 年 2 月 21 日に国民年金の任意加入者の資格喪失を行っていることが確認できるが、申立人は、国民年金の資格喪失手続を行った記憶はなく、申立期間を通じて住所及びその夫の仕事に変更はなく生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が資格喪失の手続を行う理由も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者になった際、これで金融機関まで行って保険料を納付する面倒がなくなってよかったと思ったことを鮮明に記憶していることから、申立人は第 3 号被保険者になる直前の時期まで国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

加えて、申立人の夫は、第3号被保険者制度が創設されたころに会社から変更手続の書類を持ち帰った際、「これで毎月保険料を納付しなくてもよくなったね。」と申立人に話したことを記憶している旨証言している。

その上、申立人は、昭和46年12月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間の保険料に未納はない上、50年9月に結婚した後は国民年金に任意加入するとともに申立期間直前までの保険料をすべて納付していたことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年1月までの期間、同年4月、48年4月から50年6月までの期間、51年1月から同年12月までの期間及び53年1月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から46年1月まで
② 昭和46年4月
③ 昭和48年4月から50年6月まで
④ 昭和51年1月から同年12月まで
⑤ 昭和53年1月から54年3月まで

私は、昭和45年7月に飲食店を退職後、しばらくした時期に市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、市役所の支所で定期的に納付した。申立期間④については、国民年金保険料は何年でも過去にさかのぼって納付できると勘違いしていたため、しばらくの間未納にしていたが、52年12月にさかのぼって納付することができる24か月分の保険料を納付した。申立期間⑤についても、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、当該期間に近接する昭和46年5月から同年9月までの期間が、61年3月に未納から納付済みへ記録が変更されており、申立期間④及び⑤については、当該期間中の51年度及び52年度の一部だけ国民年金保険料が未納とされていることから、本来、特殊台帳は保管されるはずであるが、それが保管されていない上、申立期間②については、申立人が居住していた市の市町村名簿では納付済みとされていることから、行

政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、申立期間①及び②については、国民年金に加入当初の納付意欲の高い時期であり、それぞれ直後の期間は保険料が納付済みとされていることから、当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間④について、申立人は、市役所職員から「2年分しか過去の保険料を納付できない。」と言われたため、52年12月に51年1月以降の2年分の保険料をさかのぼって納付したとしているところ、その納付金額は、当該期間及び納付済みとされている52年1月から同年12月までの期間の保険料の合計金額とおおむね一致することから、申立内容に特段不自然な点は認められない。

加えて、申立期間⑤については、前後の期間が納付済みとされていることから、途中の当該期間の保険料が納付済みとなっていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

私の母親は、私が社会人になったのをきっかけとして、役場の窓口で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は、私の母親が、まとめて納付したはずである。私の母親は、私の妹の国民年金保険料も納付しており、妹は20歳から納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年5月19日に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であったと推認できる。

また、申立人は、その母親が申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、納付したとする金額は当時の保険料とおおむね一致している上、申立人の父親から、「妻は保険料をさかのぼって払えるだけ払ったと話していたことを記憶している。」との証言が得られている。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の妹の国民年金保険料についても申立人の母親が納付していたとしているところ、その妹は20歳から保険料が納付済みとなっている上、申立人の母親は、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、納付意識の高かった申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

私の夫が、私が会社を退職した直後の昭和48年9月に市の出先機関で、私の国民年金の加入手続を行い、付加保険料も納付することとした。しばらくして納付書が送られて来たので、夫が、すぐに申立期間の国民年金保険料を市の出先機関又は銀行で納付した。申立期間の保険料は、夫が、付加保険料も含めて納付しているので、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月に、申立人の夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、しばらくして納付書が送られて来たので、申立人の夫が、すぐに申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付したと主張しているところ、申立人は同年9月に国民年金に任意加入していることが確認出来る上、申立人の夫は、申立期間の保険料は自分が納付した旨証言している。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が、夫婦二人分を納付書により金融機関で一緒に納付していた。申立期間の夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人が、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫も、申立期間当時、申立人が、夫婦二人分の保険料を納付していた旨証言している上、申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、夫婦は、申立期間の途中で転居しているが、夫婦が申立期間当時居住していた転居前及び転居後の市では、その当時、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できる上、申立人が納付したとする金融機関も申立期間当時から存在していたことが確認できる。

さらに、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳によると、申立期間の途中で転居した際の住所変更手続が、夫婦とも適切に行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成 4 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、体調を崩して入院したので、しばらくの間、国民年金保険料を納付しない時期や、申請免除を受けていた時期があった。しかし、体調が戻り仕事に復帰したため、その後、保険料を納付するようになった。申立期間当時、私が銀行で納付書により保険料を納付したり、その当時市役所の支所に勤務していた母親に納付を依頼して保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、体調を崩して入院していた時は、国民年金保険料を納付することができなかったものの、申立期間当初のころから体調が良くなり、保険料を納付するようになったと主張しているところ、申立人が申立期間の前後を通じて勤務していた会社の社長は、申立期間当初に申立人が仕事に復帰し、申立人に給料を支給していたと証言しており、その金額は、申立期間の保険料を納付するのに十分な額であったと考えられることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人が申立期間当時から居住している市の国民年金保険料収納状況一覧表によると、申立人が申立期間途中に市内転居した際に、住所変更手続を適切に行っていることが確認できる上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した当時の状況を鮮明に記憶していること、及び申立期間前後の保険料は納付済みとなっており、申立期間後は、厚生年金保険の被保険者となるまでの 15 年近くの間、保険料を完納していることを考え併せると、

申立人が申立期間の保険料を納付していたとして、特段不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3393

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

私は、昭和48年5月ごろ、近所の知人と一緒に国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料は、自宅に集金に来た地区の組長に、私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や申立人の夫の職業に変更はなく、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納はないことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人が居住する市では、申立期間当時、集金人制度が存在しており、地区の組長が国民年金保険料を集金していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年3月まで

私は、平成3年5月に離婚したことを機に、市役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、同時に経済的事情から免除申請の手続を行った。その後、6年3月から厚生年金保険に加入し、同年11月に会社を退職した際に、市役所で再び国民年金の加入手続及び免除申請の手続を行ったにもかかわらず、申立期間が申請免除期間とされず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

また、申立人は、平成6年11月に会社を退職した際に、市役所で国民年金の加入手続及び免除申請の手続を行ったと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳では、当時、国民年金の加入手続が適切に行われていることが確認できる上、申立期間の前後の国民年金加入期間については、免除申請の手続が適切に行われていることから、申立人が、申立期間についても免除申請の手続を行っていたとする主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない上、申立人は、種別変更手続を適切に行うなど、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和60年10月から61年3月まで

私は、会社退職後しばらくは国民年金に加入していなかったが、親から国民年金への加入を勧められ、国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料については、加入直後から口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ3か月及び6か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、3か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間①について、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間②について、申立期間②当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の国民年金保険料を納付できる十分な資力があったものと推認できる上、その夫は、「当時、妻（申立人）から、国民年金保険料については口座振替で未納がないように納付していると聞いていた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和51年6月ごろ市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、納付書で、市役所又は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納はないことから保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の夫の職業に変更はないなど生活状況に大きな変化は認められないことから、途中のわずか3か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、納付書で納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間の途中で転居しているが、申立期間当時、転居前及び転居後のいずれの市においても、納付書による保険料の収納を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から48年3月まで
② 平成6年11月から7年3月まで

私は、夫の国民年金保険料を徴収に来ていた集金人から国民年金の加入を勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、集金人から10年間さかのぼって保険料を納付することができることを聞いたので、市役所から納付書を送ってもらい、3回から4回に分けて申立期間①の保険料をさかのぼって納付した。

また、私は、申立期間②当時、金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に自身の保険料を納付していたと主張しているところ、その夫は、申立期間②の保険料が納付済みとされている。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の5か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和48年3月ごろに国民年金に加入し、その後、さかのぼって申立期間①の国民年金保険料を納付したと

述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期からみて、申立人が 51 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったところに、10 年分の未納保険料を約 10 万円納付したとしており、確かに申立人には、加入手続後に約 10 万円の保険料を特例納付等によりさかのぼった記録があるが、記録上は、昭和 51 年 1 月ごろに加入手続を行い、その後実施された第 3 回特例納付等により、48 年 4 月からの保険料をさかのぼって納付したこととなっていることから、申立人がさかのぼって納付したのは、同年 4 月からの保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 11 月から 7 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 56 年 1 月まで

私は、時期は思い出せないが結婚を機に会社を辞めた後、国民年金に加入し国民年金保険料を納付し始めた。何年かして、私の夫も国民年金に加入し、私が夫婦二人分の保険料を納付することになった。保険料の納付方法については当初、市役所から発行された納付書を使って、私が銀行か市役所の窓口で保険料を納付していたが、昭和 56 年 1 月頃に銀行振替の手続きを行った。しかし、申立期間の保険料が口座から引き落とされなかったため、後からもらった納付書を使って、私が銀行で夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間において、夫の分の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 2 か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間における夫婦二人分の国民年金保険料について、銀行で納付したとしているところ、申立人が所持する申立期間直前の昭和 55 年 11 月までの国民年金保険料の領収書を見ると、夫婦二人分の保険料が同一日に納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料について、夫の分は納付済みとなっているにもかかわらず、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に加入した後においては、その夫と共に申立期間を除いて国民年金保険料の未納はない上、前納している期間も見られることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3399

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月

私は、母親と将来のことや年金の話をしたことを機に、昭和 52 年 12 月に国民年金の任意加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際に市役所の窓口で納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 2 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、52 年 12 月に国民年金に任意加入していることから、任意加入手続を行ったにもかかわらず、その直後の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで
② 昭和54年7月から同年9月まで

私は、国民年金の集金人に勧められたことをきっかけとして区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、同出張所の窓口の職員から、「過去にさかのぼって国民年金保険料を納付しないと満額の年金を受け取れない。」と言われたことから、2回に分けて納付書を作成してもらい、保険料としてそれぞれ約2万5,000円を納付した。申立期間②については、未納が無いように気をつけて納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、3か月と短期間である。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所等生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金に加入した時点では、60歳まで国民年金保険料を納付しても年金受給資格を得られないため、当時、申立人は受給権を満たすために昭和44年4月までさかのぼって特例納付及び過年度納付を行っていることが確認できることから、申立人が60歳に到達する前の申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続を行った際、過去の未納期間分の保険料として約2万5,000円を2回納付したと主張しているが、この金額は、申立人の国民年金の納付記録によると、特例納付

及び過年度納付により納付したとされている昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料額とおおむね一致していることから、申立期間①の保険料を併せて納付した場合の金額とは大きく相違する。

また、申立人は、昭和 44 年 4 月以降の国民年金保険料について特例納付制度を利用して納付しているが、申立人がこの時期以降 60 歳まで保険料をすべて納付すれば申立人の年金受給資格に必要な加入月数である 300 か月を確保できる期間であることから、申立人は、申立期間①直後の同年 4 月以降の保険料について納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間を通じて同一地域に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3401

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から45年6月まで

私は、結婚前に国民年金に加入したものの、国民年金保険料を一部しか納付していなかった。結婚に伴い、昭和45年11月に転居した際に、市役所で結婚前の未納となっていた保険料について相談したところ、今ならさかのぼって納付できると示され、納付書を発行してもらった。夫に相談の上、数日後、未納期間の保険料をまとめて市役所で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月に転居した市において、申立期間の国民年金保険料の納付書の発行を受け、数日後、まとめて市役所で納付したと主張しているところ、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、第1回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立期間は強制加入期間となっていること、及び申立人の夫は保険料納付場所は市役所か金融機関であった旨証言していることから、申立期間の保険料を特例納付等により納付することは可能であり、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が納付したとしている国民年金保険料額は、申立期間について実際に特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の額を合算した額とおおむね一致している上、申立人の夫は、「妻（申立人）が、結婚前に納めていなかった保険料について、市役所又は金融機関でまとめて納付してきたことを憶^{おぼ}えている。」旨を証言している。

さらに、申立人は、申立期間後においても国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認

められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3402

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足当時に市職員に勧められ、妻とともに国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入当初は市職員に納付し、その後は集金人や農協を通じて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年9月まで

私は、昭和55年1月ごろに長女と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後しばらくして、36年4月の国民年金制度発足時までさかのぼってまとめて国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月ごろに申立人の長女と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後しばらくして、国民年金制度発足時までさかのぼってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は54年12月に払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人のオンライン記録では、36年4月から国民年金の強制加入期間とされていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間を含めた期間について実際に特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の長女は、「当時、母親(申立人)と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、母親から未納となっていた期間の保険料をまとめて納付したと聞いた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年5月1日から27年3月12日までの期間について、事業主は、申立人が24年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年3月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月8日から27年3月12日まで

私は、大学1年生の時に、A地にあったB施設にC職として採用され、昭和27年3月に退職するまで継続して勤務していた。採用後、C職の総括をしていた方から年金番号が書かれた書類をいただき、大事に保管するように言われたのを記憶しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B施設の労務管理を行っていたD事務所（申立期間当時は、E渉外労務管理事務所）が保管している連合国軍関係常用使用人登録票により、申立人が、昭和22年8月8日から27年3月11日まで、C職として勤務していたことが確認できる。

また、E渉外労務管理事務所F出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であるが、名の漢字が1字違う者（以下、「G氏」という。）の昭和24年5月1日から27年3月12日までの期間の被保険者記録が確認でき、その資格喪失日は、申立人の当該事業所における退職日と符合する。

さらに、E渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者名の索引簿において、G氏以外に申立人と同姓同名の者は見当たらず、上記の健康保

険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同じ通訳者である同僚の被保険者記録も確認できる。

これらを総合的に判断すると、G氏の記録は申立人の記録であったと考えられ、事業主は、申立人が当該事業所において昭和 24 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、27 年 3 月 12 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 8 月 8 日から 24 年 4 月 1 日までの期間については、駐留軍従業員に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号）により、おおむね 24 年 1 月 1 日を期に被保険者資格を取得させるとされている上、オンライン記録によると、E 渉外労務管理事務所は同年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人が同日より前に当該事業所の従業員として、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までについて、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を保持しておらず、D 事務所も、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期間の経過により廃棄しており、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が、採用時期が同じころであるとする上記の同僚の資格取得日も昭和 24 年 5 月 1 日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 22 年 8 月 8 日から 24 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年9月30日に、資格喪失日に係る記録を6年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月30日から6年5月1日まで

厚生年金保険の期間照会をしたところ、A社に勤務していたときの記録が見当たらないとの回答だった。同社のグループ企業であるB社からA社に異動しただけであり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役及び同僚の供述等から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する平成6年1月分の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人と同様にA社のグループ企業であるB社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで同社に在籍し、A社に引き続き勤務していた同僚2人及び申立人の後任者は、申立期間に同社における厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 29 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 21 日から 29 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 19 年 3 月 21 日に A 社 B 事業所に入社し、21 年 11 月 15 日に同社 C 事業所に転勤し、29 年 1 月 1 日に同社のグループ会社である D 社 E 事業所に転勤し、62 年 9 月末日まで継続して勤務した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和 28 年 11 月 21 日から 29 年 1 月 1 日までの期間が被保険者期間となっていない。

申立期間の給与明細書と永年勤続表彰状を提出するので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び永年勤続表彰状により、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持していた給与明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 28 年 11 月 21 日と記載されているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日は 29 年 1 月 1 日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 29 年 1 月 1 日に被保険者

資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年12月1日に、資格喪失日に係る記録を43年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月1日から43年3月21日まで

昭和42年12月から43年3月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。しかし、私は42年夏ごろに新聞広告を見て応募し、入社試験を受け、同年12月にA社に入社し、43年3月21日まで勤務をしていたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の後に勤務したB社が保管する履歴書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、同僚のC氏は申立人と同様に社員募集の新聞広告を見て入社したとしているところ、厚生年金保険の加入が条件として記載されていたと述べており、その記憶する入社時からA社における被保険者となっている。

さらに、同僚の一人は「私は、A社にパートとして勤務していたが、厚生年金保険に加入していた。同社には試用期間は無かった。」と述べており、他の同僚の多数も試用期間は無かったと供述している上、申立人が記憶する当時の従業員数と被保険者数がほぼ一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が入社と同時に厚生年金保険に加入して

いたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年12月1日に資格取得した申立人と同年代の同僚の標準報酬月額から、3万6,000円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明であることから、照会することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月から43年2月までの保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年1月16日から同年3月26日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年1月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年3月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年2月1日から61年4月1日まで
私は、昭和60年ごろ、B地区のCビル内のD店（A社の直営店）で、氏名をEと名乗り、働いていた。退職する際、上司からオレンジ色の年金手帳をもらった記憶があり、厚生年金保険に加入していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「一身上の都合により、申立期間に勤務していたD店では、Eと名乗っていた。」と述べており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ生年月日でEという氏名の、昭和61年1月16日から同年3月26日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和61年1月16日に被保険者資格を取得し、同年3月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 1 月 16 日までの期間については、上司及び同僚の証言から、申立人が当該期間、A 社に勤務していたことは推認できるものの、同年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人の記憶もあいまいである。

また、業務内容及び勤務形態が同一であったとしている複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日に取得しているが、資格取得日以前から当該事業所に勤務していたとしていることから、A 社は当時、すべての従業員に対して入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 1 月 16 日までの期間及び同年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月26日から同年8月26日まで

私は、A社に昭和42年4月1日に入社し、63年12月22日に退職するまで一貫して勤務していた。しかし、オンライン記録では同社B支店で49年7月26日に資格を喪失し、同社本社で同年8月26日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（昭和49年8月26日に同社B支店から同社本社に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年7月の厚生年金基金の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか不明としているが、A社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の同社B支店での資格喪失日が昭和49年7月26日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 63 年 10 月 25 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 25 日から同年 11 月 1 日まで

私の厚生年金保険の加入記録を確認した際に、A社が加入していたB厚生年金基金の加入日は、昭和 63 年 10 月 25 日とされているにもかかわらず、オンライン記録では同社の厚生年金保険資格取得日が同年 11 月 1 日とされていることが分かった。調査の上、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、B厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員資格取得届には、申立人の厚生年金基金の被保険者資格取得日は昭和 63 年 10 月 25 日と記載されている。

さらに、上記の厚生年金基金加入員資格取得届から、当該届の様式は厚生年金保険と複写式の様式であったことがうかがえる上、B厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届は複写式の届出様式を使用していた。」と回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 63 年 10 月 25 日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ

る。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 10 月の厚生年金基金の記録から、14 万 2,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年11月16日に、資格喪失日に係る記録を49年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月16日から49年3月26日まで

私は、昭和48年11月16日にA社に採用され、講習を受講後にB県C市にあった同社本社で、49年3月25日に退社するまで勤務した。

講習受講時の集合写真や講習の資料等を所持しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が写っているA社入社後に行われた講習時の集合写真、同僚が保管していた同一の集合写真及び同期会名簿から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、同僚が保管していた同期会名簿に名前が記載されている19名中申立人を除く18名は、厚生年金保険の加入記録から、入社と同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に同期入社で、講習を一緒に受講し、生年月日が近い同僚（昭和23年生）の昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の仕事処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年11月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年12月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年12月から6年10月までは53万円、6年11月は59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から6年12月21日まで
オンライン記録では、私のA社での被保険者資格の喪失日が平成4年12月31日になっているが、申立期間も継続して勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は平成4年12月31日となっているものの、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年12月21日。以下、「全喪日」という。）の後の平成7年1月12日になされている上、同日に5年7月の標準報酬月額の時改定、同年10月の定時決定、6年7月の時改定及び同年10月の定時決定が取り消されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できることから、申立人は、「私の担当業務は経理であった。社会保険関係の事務は労務管理事務所に委託しており、私は、社会保険労務士との連絡窓口をしていた。」と供述していることなどから、申立人がこれらの処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、同社の全喪

日である平成6年12月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、平成4年12月から6年10月までは53万円、6年11月は59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月24日から同年12月1日までの期間について、第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を40年6月24日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、昭和40年6月から同年9月までは2万円、40年10月及び同年11月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月24日から41年6月30日まで

申立期間当時、A社の下請企業であったB社で、炭鉱の先端部を掘り進む仕事に就いていた。当時、三交代制の勤務だったところ、私はいつも同じメンバーと4人一組で仕事をしていた。ほかの3人に聞いてもらえば、私が勤務していたことが分かるはずだ。

現在の年金記録にB社で働いていた期間が無いが、私が同社で働いたことは事実なので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人のB社で一緒に仕事をしていた同僚及び業務内容に関する記憶から、申立人が申立期間のうち、昭和40年6月24日から同年12月1日までの期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、常時4人一組で同じ業務に従事していたところ、申立人以外の3人には厚生年金保険の第3種被保険者として申立期間における被保険者記録が存在する。

さらに、申立期間当時の労務担当者は、「当時、B社では坑内員も皆入社後すぐ厚生年金保険に加入していた。」と述べている上、当該労務担当

者が供述した当時の当該事業所の坑内員数と記録上の坑内員である厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての坑内員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 6 月 24 日から同年 12 月 1 日までの期間について、第 3 種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同一の業務に従事していた同僚の当該期間に係る標準報酬月額から、昭和 40 年 6 月から同年 9 月までは 2 万円、40 年 10 月及び同年 11 月は 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、既に B 社は事業を廃止し、事業主に確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 6 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 6 月 30 日までの期間については、B 社は 40 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

また、B 社の当時の事業主の所在が確認できない上、前述の労務担当者も昭和 40 年 12 月 1 日以前に同社を退職しており、申立人が 41 年 5 月ごろ同社を退職した時点で、まだ在籍していたはずだとする複数の同僚も死亡又は連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の同年 12 月 1 日以降の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 6 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月30日から同年10月1日まで
昭和59年2月1日からB社（昭和60年7月にA社に商号変更）に勤務し、62年9月30日付けで退職した。社会保険庁（当時）の記録では、同日がA社の厚生年金保険の資格喪失日とされ、申立期間が被保険者期間となっていない。退職月は、給与から厚生年金保険料が2か月分控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社の保管する人事記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に照会したところ、「当時の資料が保管されていないので確認できないが、現在は月末日の離職の場合は最後の給与から2か月分の厚生年金保険料を控除しているため、申立期間当時も、現行と同じ取扱いをしていたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答している上、事業主が資格喪失日を昭和62年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年10月31日から同年11月1日まで
昭和58年4月1日からB社（60年7月にA社に商号変更）に勤務し、62年10月31日付けで退職した。社会保険庁（当時）の記録では、同日が同社の厚生年金保険の資格喪失日とされ、申立期間が被保険者期間となっていない。退職月は、給与から厚生年金保険料が2か月分控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社の保管する人事記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に照会したところ、「当時の資料が保管されていないので確認できないが、現在は月末日の離職の場合は最後の給与から2か月分の厚生年金保険料を控除しているため、申立期間当時も、現行と同じ取扱いをしていたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答している上、事業主が資格喪失日を昭和 62 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社B工場の事業主は、申立人が昭和30年8月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年10月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年8月から31年7月までは9,000円、31年8月から32年9月までは1万2,000円、32年10月は1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年8月19日から32年10月10日まで
夫は昭和30年8月にA社に就職し、B工場配属となった。

社会保険庁（当時）の記録では、A社C工場に異動となるまでの同社B工場に勤務していた期間が被保険者期間となっていない。確かに、この期間は同社B工場に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日及び厚生年金保険被保険者番号が同じ者が昭和30年8月19日に資格を取得し、32年10月10日に資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、申立人が昭和30年8月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年10月10日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者記録により、昭和30年8月から31年7月までは9,000円、31年8月から32年9月までは1万2,000円、32年10月は1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和43年3月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月15日から44年3月1日まで
私は、申立期間にはA社に勤務していたが、オンライン記録では申立期間が被保険者期間となっていないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事管理台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間におけるA社の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致している者が、昭和43年3月15日に資格を取得し、44年3月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者の被保険者番号は申立人の基礎年金番号と同一であることから、当該記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和43年3月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月26日から同年4月1日まで

私は、平成5年1月にA社に入社し、同年12月に退職するまで、同社B部で勤務した。しかし、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていない。この間も給料から厚生年金保険料は控除されていたはずであり、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社は、平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その直後である同年4月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっているが、その前後の同社の事業主及び所在地は同一であり、申立人を含む同年2月26日に資格を喪失した従業員のほぼ全員が同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがオンライン記録で確認できる上、商業法人登記簿上においても解散の形跡は無いことを踏まえると、申立期間において同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において適用事業所ではなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人が平成5年2月26日に資格を喪失し、同年4月1日に資格を取得していることが確認できるところ、その資格喪失の処理が、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以

降の同年3月29日付けで遡^{そきゅう}及して行われている上、そのわずか8日後の同年4月6日に資格取得の処理が行われていることが確認できるが、事業所及び従業員の勤務の継続を踏まえると、かかる事務処理は不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年2月26日に資格を喪失した旨及びA社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年1月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年1月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年2月から29年4月までは8,000円、29年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月5日から29年7月1日まで

昭和26年12月3日から29年6月30日までの期間、A社B工場に勤務し、同年7月1日からC社D工場に勤務したが、A社B工場に勤務した期間のうち、28年2月5日から29年7月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に勤務した期間のうち、昭和28年2月5日から29年7月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い旨を申し立てているところ、同社の後に勤務したE社F工場（昭和29年7月1日、E社D工場に移転、31年4月、C社D工場に社名変更）の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、生年月日が同一で、氏名の一字が相違している者が、28年1月28日に資格を取得し、29年7月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者記録における厚生年金保険被保険者番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることから、当該記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年1月28日

に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和28年2月から29年4月までは8,000円、29年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月18日から同年6月1日まで

私は、昭和48年4月2日にA社に入社し、平成21年6月末に退職するまで継続して勤務した。しかし、昭和48年5月18日から同年6月1日までの期間が、厚生年金保険の被保険者となっていない。私は、同年5月18日まで本社で研修を受け、同日付けで同社B事業所へ異動しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の人事記録及び厚生年金基金の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月18日に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年5月の厚生年金基金の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年7月10日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年7月10日から23年7月9日まで

私は、昭和21年10月17日から23年7月10日までA事業所に勤務した。同事業所には妻と共に勤務し、結婚を契機に二人とも23年7月に退職した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、妻のみ厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和23年7月となっており、私の記録は22年7月となっていることから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA事業所における被保険者資格喪失日は昭和22年7月10日となっている。

しかし、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人について、申立期間中である昭和23年1月1日に標準報酬月額の改定が記載されており、被保険者資格喪失日は同年7月10日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の主張する昭和23年7月10日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

神奈川県国民年金 事案 3404

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの期間及び同年 11 月から平成 5 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 11 月から平成 5 年 6 月まで

申立期間①について、社会保険事務所（当時）で国民年金の記録を調べてもらった際に、この期間の国民年金保険料は納付済みだと言われた。昭和 62 年 6 月に会社を退職した後においては、国民年金に加入の上、保険料を納付していたはずである。

申立期間②について、私は、昭和 63 年 11 月に会社を退職後、しばらく国民年金の再加入手続を行っていなかったが、時期の記憶は定かではないが、再加入手続後に未納となっていた保険料をさかのぼって納付する納付書が送られてきた。

一括では大変だったので、納付書を分割してもらい、この納付書で保険料を納付した。

申立期間①が未加入とされ、国民年金保険料を納付していないとされていること及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、同期間の加入手続や保険料の納付方法などについての記憶が必ずしも定かでないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳及び申立期間当時に申立人が居住していた区の被保険者名簿においても、申立人が申立期間に国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載が全くないことを考えあわせると、

申立期間①については、未加入期間であり、保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 63 年 11 月に会社を退職後、時期は定かではないが、国民年金の再加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金への再加入手続を行ったのは、申立人が当時居住していた区の被保険者名簿の記載から、平成 7 年 8 月 15 日であることが確認でき、この時点で申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、再加入手続後において、さかのぼって保険料を分割納付したと主張しているが、平成 5 年 7 月から 7 年 3 月までの保険料について、同年 8 月から 8 年 10 月までにかけて分割の上、過年度納付しており、申立人がさかのぼって納付したとする期間の保険料は、当該期間であったと考えるのが自然である。

- 3 申立期間①及び②について、同一区内に居住していた申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡は見当たらない。

また、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3405

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 35 年*月に出産した長男の国民健康保険への加入と同時期の 36 年ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。

自宅に来た集金人に、昭和 36 年 4 月以降の数か月分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は、3 か月ごとに保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろに区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は 39 年 12 月に行われたと推認でき、その時点では、申立期間の半分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は継続して同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住する区では、昭和 37 年 7 月に集金人制度が開始されたことが確認できることから、申立人がそれより前の期間の保険料を集金人に納付していたとは考えがたい。

さらに、申立人が、まとめて納付したとする金額や 3 か月ごとに納付したとする金額は、当時の国民年金保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3406

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 42 年春に家を建てた際に町役場に行く機会があったので、その時に国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、国民年金の加入手続を行った際に町役場の職員に、「昭和 36 年 4 月までさかのぼって納付すれば、将来、得をする。」と言われたので、その直後に町役場で一度にまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年春に家を建てた際に町役場に行く機会があったので、その時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は 44 年 1 月から 2 月ごろに行われたと推認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が納付したとする 42 年春の時点においても、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った直後に、国民年金保険料を一度にまとめて納付したと主張しているところ、申立人は、昭和 42 年度の保険料を昭和 44 年 3 月に過年度納付していることが、申立人の特殊台帳から確認できることから、申立人が一度にまとめて納付したのは、この期間の保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 51 年 7 月に会社を退職した後、初めて国民年金に加入した。その後、二度ほど厚生年金保険に加入し、58 年 9 月に自営業を開始するために会社を退職し、再び国民年金に加入した。その時の手続の詳細については思い出すことができないが、国民年金保険料については、毎月市役所から届くようになった納付書により銀行で納付していた。申立期間当時の保険料額については思い出すことができないが、自分自身の性格から、58 年 9 月から平成 5 年 9 月までの国民年金加入期間の途中から保険料の納付を開始したとは考えにくく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 9 月に自営業を開始するために会社を退職し国民年金の再加入手続を行い、その後市役所から発行された納付書により毎月保険料を納付したと主張しているが、申立人は再加入手続及び納付した保険料額等について明確に記憶していないことから、再加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳からは、申立人は昭和 51 年 7 月に初めて国民年金に加入した後、継続して国民年金の被保険者として管理されていたことがうかがえ、58 年 9 月に再加入したことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市における国民年金保険料収納状況一覧表の昭和 63 年度分の処理月をみると、他の被保険者の処理月が一律に昭和 62 年 11 月である中で、申立人のみ平成元年 2 月となっていることから、申立人が同年同月ごろに何らかの手続を行ったと考えても不合理で

はなく、申立人は、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶はないと述べていることから、当該手続直後の同年4月から保険料の納付を開始したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から41年3月までの期間、44年11月から45年3月までの期間及び46年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から41年3月まで
② 昭和44年11月から45年3月まで
③ 昭和46年1月から48年3月まで

私は、昭和38年9月に一緒に事務所を始めた上司から、厚生年金保険の適用事業所の事務所ではないと説明を受けたため、前妻が、区役所で、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、前妻が、納付していたはずである。私が転職した際にも、前妻が、私の国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入又は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の前妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその前妻は既に他界していることから、申立期間①、②及び③当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和38年9月に、申立人の前妻が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているところ、申立人及び申立人の前妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人及び申立人の前妻の国民年金の加入手続は、45年5月ごろに行われたものと推認できる上、申立人の前妻の申立期間①、②及び③は、未加入又は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3409

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から平成元年 2 月まで

私は、昭和 50 年 10 月ごろ、当時住んでいた市において、友人に勧められ国民年金の任意加入の手続を行った。その後転居した市においても、同様に国民年金保険料を納付してきた。

60 歳になった昭和 60 年*月ごろ、保険料の納付を行った際に市役所の職員から、継続して 65 歳まで国民年金に任意加入できることを聞いたので、その場で加入手続を行った。

60 歳以降において欠かさず保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳に到達した昭和 60 年*月ごろに、国民年金の任意加入の手続きを行ったと主張しているが、60 歳以上の者が任意加入することができるようになったのは、61 年 4 月からであることから、申立期間のうち、60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人は制度上国民年金に加入することができなかったことから、申立内容は不自然である。

また、60 歳以降の任意加入に係る被保険者資格取得日については、加入を申し出た日とされているところ、オンライン記録上、申立人は、平成元年 3 月 15 日に加入を申し出たこととされているとともに、同年 2 月には、申立人の年金手帳が再発行された後、同年 3 月に結婚前の厚生年金保険加入期間が統合されていることを考え合わせると、申立人は、同年 3 月 15 日に加入を申し出たと考えるのが自然であり、申立期間のうち昭和 61 年 4 月から平成元年 2 月までの期間については未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと認められる。

さらに、申立人が 60 歳到達以降平成元年 2 月までに任意加入手続を行っていたこと、及び同一市内に住んでいた申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も認められない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3410

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 62 年 7 月に会社を退職後、当時居住していた市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付書が自宅に届くようになったので、自宅近くの郵便局や金融機関等で納付書どおりに納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 7 月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納付書により自宅近くの郵便局や金融機関等で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の具体的な納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、平成元年 12 月から 2 年 1 月までの間と推認できる上、申立期間直後の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については過年度納付により納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3411

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から7年7月まで

私が22歳の時に、私の父親が社会保険事務所（当時）で私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。国民年金保険料については、私の父親が加入手続を行った時に、20歳からの2年以上の保険料を一括して社会保険事務所で納付した。私の父親は、私の保険料を納付した年の確定申告書に、一括して納付した保険料の金額を記載したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が22歳の時に、申立人の父親が社会保険事務所で申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人は、当時、同事務所の管轄外の地区に居住していたことが住民票で確認できる上、制度上、居住地を管轄していない社会保険事務所で国民年金の加入手続を行うことはできないことから、同事務所で申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容は不自然である。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年8月ごろ払い出されていることから、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3412

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から同年 12 月

私は、昭和 37 年 3 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金手帳は後日送付されてきたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、母親が両親と私の 3 人分の保険料を集金人に納付していた。納付頻度は 1 か月か 2 か月分かは記憶にないが、保険料月額は 200 円ぐらいだったと思う。父親及び母親も申立期間は納付済みとなっており、私だけが未加入とされて保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与していない上、その母親も他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の番号が付与された 20 歳到達直後に加入した被保険者の保険料納付開始日から、昭和 37 年 11 月から 38 年 10 月ごろと推認されるが、申立人からはさかのぼって保険料を納付した旨の主張がないとともに、同一市内の同一住所において居住していた申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立人が国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3413

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月

私は、平成13年2月ごろに会社の社長に指導され、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が加入手続の際に市役所で納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年2月ごろに年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行い、加入手続の際に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、申立期間当時、申立人が国民年金の資格を取得した形跡が見受けられない上、オンライン記録では、申立人に対して、14年8月に国民年金の加入手続を勧奨する通知が送付されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 41 年 3 月までの期間、45 年 8 月から 48 年 8 月までの期間及び 50 年 9 月から 51 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 45 年 8 月から 48 年 8 月まで
③ 昭和 50 年 9 月から 51 年 8 月まで

私は、会社を退職して厚生年金保険の資格を喪失する都度、区役所の支所又は出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付書が送られてきた後、金融機関で保険料を納付していたが、区役所の支所や出張所で納付していたかもしれない。

私は、申立期間①から③までの期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行い、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、各期間について国民年金の加入手続を行ったとする時期及び方法についての記憶が曖昧である上、各期間において、保険料納付の開始時期がはっきり分からないとしているなど、保険料を納付した期間が不明である。

また、申立人は、昭和 36 年に国民年金の加入手続を行っているが、その後、厚生年金保険に加入したため、37 年 6 月に国民年金の被保険者資格が喪失されている一方、転居後の区においても、53 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その番号が記載された申立人の年金手帳及び区の被保険者名簿によると、申立期間①から③までの期間を通じて、国民年金に加入した形跡はうかがわれず、申立人は、申立期間①から同年 2 月に国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区

内に居住しており、この時期に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3415

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から51年3月まで

私は、昭和47年10月末まで会社に勤務していたが、父親の事業が忙しくなり、それを手伝えることになったので退職した。国民年金の加入手続は、時期は分からないが私の父親が市役所で行ってくれたと思う。国民年金保険料については、自宅に集金人が来ていたように記憶しており、その際両親が私の保険料だけを納付しなかったとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親も既に他界していることから、申立期間当時の具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和52年2月と推認され、その時点において、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、特例納付等により申立期間の保険料を納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月及び同年2月

私は30歳のころに、私の父親から、国民年金保険料を過去にさかのぼって納付することができると聞いたことから、厚生年金保険加入期間の間の未納となっている期間の保険料を郵便局でまとめて納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30歳のころに厚生年金保険の加入期間の間に係る未納期間について特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人のオンライン記録では、申立期間以外に第3回特例納付の際に保険料を納付した期間が散見されるものの、複数回にわたり保険料が還付されていることが確認できることから、当時、申立人が自身の厚生年金保険加入期間を正確に把握していたとは考えにくい。

また、申立期間の一部の期間について、申立人は直後に就職した会社の試用期間として勤務していた可能性が高いと述べていることから、当時、同期間を特例納付の対象期間として認識していなかったと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、30歳のころに特例納付により納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳、市町村名簿及び申立人の所持する年金手帳から、申立期間は未加入期間であることが確認できることから、特例納付により保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人が特例納付保険料として納付した昭和 49 年 10 月分の保険料が、厚生年金保険との重複納付として平成 19 年に還付されているが、申立人が 20 歳に到達した昭和 44 年*月が、本来、国民年金の強制加入期間であったことを踏まえると、還付された特例納付保険料は 44 年*月の保険料として納付したものと考えるのが相当である。

神奈川国民年金 事案 3417

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になったころ、私の母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。最初のころは、母親が郵便局で国民年金保険料を納付してくれていたが、途中から、私が保険料を納付するようになった。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったころ、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、しばらくの間、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、その母親は、加入手続及び保険料納付における記憶が曖昧で、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期からみて、申立人は、昭和 50 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、同年以降に送付された国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持したことがないとしている上、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親又は申立人自身が、郵便局で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が申立期間当時から居住している市では、昭和 45 年度以前は納付書制度が存在していなかったことが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月11日から8年2月1日まで
② 平成8年2月7日から9年12月1日まで
③ 平成10年2月27日から同年8月1日まで

申立期間について、A社から、B社、C社及びD社へ派遣され勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険の加入期間となっていないが、平成7年から9年までの源泉徴収票を保管しており、社会保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社発行の派遣期間証明書、D社発行の就業期間に関する文書、申立人が保管するA社発行の平成7年分、8年分及び9年分源泉徴収票、就業条件通知書及び就業条件明示書（兼）派遣労働者雇入通知書並びに申立期間に見合う給与振込が確認できる預金通帳等から、申立人が各申立期間においてA社からB社、C社及びD社に派遣され、継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る賃金支払データにおいては、申立期間①から③までのすべての期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、A社が給与から控除した厚生年金保険料等が源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載されていると主張しているが、申立人は申立期間①から③までにおいて、国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付している上、国民健康保険にも加入していることが確認できることから、当該「社会保険料等の金額」に申立期間に係る厚生年金保険

料が含まれていると言うことはできない。

さらに、A社は、申立期間当時、派遣社員については希望者のみを厚生年金保険に加入させていたとしている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同様に平成10年8月1日に被保険者資格を取得し、同年8月1日以前は国民年金第1号被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、同年8月1日以前に同社の派遣社員として派遣先事業所において勤務していた期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたとする者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 29 日から 40 年 7 月 30 日まで
老齢年金受給を控え、平成 18 年 4 月に社会保険事務所（当時）へ年金記録の確認に行ったところ、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。しかし、支給されたことも手続をした記憶も無いので年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、事業所を退職した日から約 2 年 4 か月後の昭和 42 年 11 月 16 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 12 月 14 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 31 日まで
私は、申立期間にA社に勤務し、工事現場、空港、遊園地等で仕事をしていた。

当時、既にA社に勤務していた伯父の紹介により正社員として入社したはずであり、厚生年金保険にも加入していたはずである。保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録が、昭和 50 年 5 月 1 日から 52 年 3 月 20 日まで確認できること、及び同僚の証言から、申立人は申立期間の一部についてA社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚が、共に申立期間当時、B遊園地でチームで正社員として勤務していたと供述している3名のうち2名については、A社での入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったことがうかがえる。

また、当時、A社から社会保険関係業務を受託していた社会保険労務士は、「当時の関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と説明しており、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

さらに、A社は、「当時は、当社も設立したてであったので、従業員の厚生年金保険及び雇用保険の加入については、万全でないところがあった。」旨を回答している。

なお、A社は、「当時の担当が皆辞めているので、正確なことは不明であるが、現在では、3か月間の試用期間を設けており、入社後すぐには社会保険に加入させてはいない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 2 日から 16 年 9 月 1 日まで

私は、平成 15 年 6 月に A 社に入社したが、申立期間の標準報酬月額が支給された給与月額よりも低い金額となっている。給与支給明細書を一部持っているので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成 15 年 11 月から 16 年 9 月までの期間に係る給与明細書及び申立人の供述から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における申立期間に係る標準報酬月額と一致している。

また、当時、A 社の管理部門担当であったとする者は、「標準報酬月額の届出は固定給に基づいて行っており、歩合給は含めていなかった。」旨を述べているところ、上記の給与明細書における固定給と通勤手当の合計額は、オンライン記録における申立期間に係る標準報酬月額とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から 61 年 2 月 28 日まで
私は、昭和 53 年に A 社を設立し、58 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所となり、61 年 2 月に適用事業所でなくなった。社会保険庁（当時）の記録では、59 年 3 月に標準報酬月額がそれまで 41 万円だったものが、8 万 6,000 円と大幅に引き下げられている。申立期間当時には、80 万円ぐらいの給与をもらっており、8 万 6,000 円に不正に訂正されていると思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、昭和 59 年 3 月から 60 年 3 月までは 41 万円、同年 4 月から 61 年 1 月までは 30 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 61 年 2 月 28 日）の後の同年 3 月 27 日付けでさかのぼって 8 万 6,000 円へ減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A 社に係る商業登記簿謄本により、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額を引き下げるための、書類は提出していない。」と述べているものの、「厚生年金保険料の滞納があり、そのため、社会保険事務所（当時）の職員と相談した。」とも述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年5月21日から30年6月1日まで
平成19年7月に、当時の同僚から、申立期間の事業所では、厚生年金保険に加入していたという話を聞き、社会保険事務所（当時）で年金の加入記録を調べてもらったところ、申立期間は脱退手当金として支給されていると言われた。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄には、脱退手当金を支給したことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年7月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月から34年5月まで
② 昭和34年6月から35年1月まで
③ 昭和39年2月から42年5月まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①のA社、申立期間②のB社及び申立期間③のC社の3社に勤務した期間の加入記録が無かった。

いずれの3社とも、正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間にA社に勤務していたと述べている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間に加入記録のある同僚に照会したが、申立人が勤務していたことを記憶する同僚は見当たらず、申立人も同僚の氏名を記憶していないことから申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、申立人はA社の従業員数は100名ぐらいであったと述べているが、上記の被保険者名簿によると、申立期間①当時の被保険者数は、およそ55名であり、当時、同社ではすべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、事業主は、申立期間①当時の社会保険関係の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、申立人が当該期間にB社

に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚のうちの1名は、「B社には試用期間があった。試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

さらに、複数の同僚に照会を行ったところ、その記憶する入社日は、それぞれの被保険者資格取得日の数箇月前である旨を回答している。

加えて、B社は、申立期間②当時の厚生年金保険の加入記録に関する資料は保管していないとしており、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、D組合の紹介でC社に正社員として入社したと述べているところ、同組合の保管する組合員カードから、申立人が申立期間③のうちの昭和39年6月15日以降の期間について、同組合の組合員であったことが確認できる。

しかし、D組合に照会したところ、「当組合は個人事業主の組合であり、労働者供給事業を行っている。組合員の健康保険は、日雇健康保険であり、年金は国民年金に加入することになっている。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 44 年 3 月まで

昭和 41 年 5 月から 44 年 3 月まで C 社に入社し、A 社の B 工場で働いていたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の加入記録が無かった。給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚は、「当時、A 社 B 工場に勤務していた C 社の社員は 6 名であった。」と述べているところ、複数の同僚は、「私は、C 社に勤務し、A 社 B 工場に働いていたが、申立人を知らない。」と供述している。

また、厚生年金保険の手続を担当していた者は、「当時、私は厚生年金保険の手続を担当し、A 社 B 工場の責任者も兼ねていたが、申立人に記憶は無い。また、多くの臨時工を雇っていたが、臨時工については厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の供述をしている。

さらに、申立人が C 社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

加えて、C 社は既に解散しているため、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 29 日から 36 年 4 月 8 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 8 日に A 社を退職し、同年 4 月に結婚すると同時に C 県から D 県に転居した。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同年 7 月に「脱退手当金を支給済みである。」との回答を受けた。

しかし、C 県の実家の両親から脱退手当金を代理で受け取ったとの連絡もないし、D 県に移り住んでから 10 年ほど実家には帰っておらず、手続をしたことも手当金を受け取った記憶もないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人が記載されているページ及びその前後 5 ページに記載されている脱退手当金の受給要件を満たす者 33 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、33 名全員に脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む 29 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、退職者本人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされている上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている B 社の被保険者期間及び A 社の被保険者期間を基礎として計算されている申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 7 月 20 日に支給決定され

ているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

さらに、申立人は、A社を退職後、国民年金の強制加入期間（117月）があるにもかかわらず国民年金は未納となっているなど、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から 34 年 2 月 20 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 6 日まで
③ 昭和 38 年 10 月 21 日から 39 年 3 月 28 日まで
④ 昭和 39 年 3 月 28 日から同年 7 月 15 日まで
⑤ 昭和 39 年 7 月 15 日から 41 年 9 月 21 日まで
⑥ 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、昭和 32 年 8 月 1 日から 44 年 10 月 1 日までの期間のうち、厚生年金保険に加入していた 133 か月の脱退手当金が、事務職として勤務していた A 社退職後の 45 年 2 月 4 日に支給されたことになっている。しかし、私は脱退手当金を受給した記憶はないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 2 月 4 日に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の最終事業所を退職後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず国民年金には加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月ごろから32年7月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社B製造所において本採用となった昭和32年7月以降のみの記録となっており、臨時工として勤務していた期間の記録が欠落している。雇用保険と健康保険を掛けていたことを覚えており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間にA社B製造所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「私は、申立期間当時、臨時工であり、本採用になるには試験があった。同僚は、昭和32年4月から本採用になる試験に合格したが、私は、同年7月からの試験に合格した。」と供述しているところ、A社B製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、同年4月1日に資格を取得しており、申立人は、同年7月1日に資格を取得していることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人と同日に779名（申立人を含む）が資格を取得しており、ほかの時期より多数の者が一括して厚生年金保険に加入している状況がみられ、これら同日に資格を取得した複数の従業員は、「臨時工として勤務していた期間は、厚生年金保険の被保険者になっていなかった。」と供述している。

さらに、A社は、臨時工の厚生年金保険の取扱いについて、「申立人が勤務していたB製造所については、災害により昭和20年から36年7月までの関係書類（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を滅失してしま

ったが、当社内で書類が保存されているC事業所及びD事業所については、臨時工は厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 10 日から 38 年 4 月 1 日まで
A社（現在は、B社）には昭和 37 年 11 月中旬から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が 38 年 4 月 1 日からになっているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が「申立人をよく覚えている。昭和 37 年ごろには勤務していた。」と証言している上、申立人が当時の勤務状況について詳細に記憶していることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同じ時期にA社に入社したとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和 38 年 4 月 1 日である上、他の同僚も厚生年金保険の資格取得日より、もう少し前から勤務していたと証言していることから、A社では入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人が名前を覚えている上司及び同僚に照会したが、申立期間に係る保険料控除に関する証言を得られなかった。

さらに、B社に照会したところ、現在に至るまで合併を繰り返しているため、当時の資料が現存せず、当時の社員も在籍していないことから、申立人の保険料控除について不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除をうかがえる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月10日から41年10月20日まで
② 昭和41年11月5日から43年9月1日まで
③ 昭和43年12月2日から45年1月26日まで

私は、厚生年金保険の加入期間の年金が多少なりとももらえると思っていたが、脱退手当金支給済みの記録となっていると分かり驚いた。脱退手当金を受給した覚えは全く無いので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所であるA社の健康保険厚生年金保険被保険原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和45年5月22日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2394

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 26 日から 38 年 1 月 21 日まで
私は、平成 20 年 5 月に社会保険事務所（当時）に行き、年金記録の確認をした際に、A社B工場に勤務していた期間の厚生年金保険について、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。昭和 38 年 5 月 23 日に支給済みとのことだが、受給した記憶はないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 1 月 21 日の前後おおむね 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 32 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、27 人に支給記録があり、うち 21 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先の把握できた複数の者が、「事業所が手続をしていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 1 日から 44 年 1 月 17 日まで
② 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 1 月 7 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 9 日から同年 7 月 19 日まで

平成 20 年 1 月 10 日にねんきん特別便が届き、国民年金の記録のみしか載っておらず、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険被保険者記録を確認してもらったところ、A社、B社、C社、D社の4社に勤務したうち、最初に勤務したA社以外の残り3社については、脱退手当金を受給したことになることを知った。

脱退手当金という給付制度があったことすら知らない私が、脱退手当金を受ける手続きをしたはずはないので、被保険者期間と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金支給の対象となっている申立期間は、同一の番号で管理されており、そのすべてにおいて支給対象となっている上、最後に勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に丸印が付されているとともに、最後に勤務した事業所における被保険者資格喪失日の約2か月後に脱退手当金は支給されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 52 年 11 月 16 日まで
私は、昭和 50 年 3 月に A 社の前に勤務していた B 社が倒産したため、同年 4 月に A 社に入社したが、社会保険事務所（当時）の記録に無かった。申立期間に会社からもらった健康保険証で妻が産婦人科へ通い次男を産んだ。また、私よりも後に入社した同僚は、同社において被保険者となっているので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社の退職直後の昭和 50 年 4 月に A 社に入社したと主張しているが、A 社の回答、同社から提出された申立人の入社時の履歴書及び雇用保険の記録によると、申立人は同年 7 月に B 社を退職後、同年 8 月 26 日に A 社に入社し、52 年 10 月 6 日に同社を離職していることが確認できる。

また、A 社の保管する給与台帳において、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「申立期間当時は、厚生年金保険の加入については希望制をとっており、試用期間の経過後に本採用になった場合には、加入についての希望を本人に口頭で確認し、希望した場合にのみ加入させることとしていた。申立人の加入記録が無いということは希望しなかったためと思われる。」と供述しているところ、給与台帳において、申立人と同様に厚生年金保険料を控除されていない同僚が複数確認でき、これらの者は A 社において被保険者となっていないことから、同社では、申立期間当時には厚生年金保険の加入は希望制であったことが

うかがえる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月13日から31年7月1日まで
私は、前の会社を昭和30年10月12日に退職し、翌日から、A社（現在は、B社）に旋盤工として入社し、夜間勤務もこなし38年12月18日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の加入は31年7月からとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管していた退職者報告書（退職の際、A社が作成した人事関係の記録）から、申立人が昭和30年10月10日から38年12月16日まで、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「A社には準社員として採用された記憶がある。」と述べているところ、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚7名のうち6名は、「申立期間当時、同社では、大学を卒業し4月から入社した者や事務系の業務に従事する者等を除いては、入社後数箇月間は準社員扱いとする制度があった。」と証言しており、このうち4名は、自身の入社時期と厚生年金保険の加入時期に半年から2年程度の差異があることについて、「入社時は準社員として採用されたためである。」と証言している。

また、B社に確認したところ、A社における保険料控除に関する関連資料は保管されておらず、厚生年金保険の取扱いについての回答は得られなかった。

さらに、申立人は、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保管しておらず、このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 9 年 2 月 18 日まで

私は、A社に入社してからクレーンの操縦を行っていた。同社では申立期間当時の給与は 50 万円くらい受け取っていたが、ねんきん定期便によると、標準報酬月額が 41 万円になっている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、私はA社で 50 万円くらいの給与をもらっていたので、標準報酬月額が 41 万円であるのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、A社が事務委託していた社会保険労務士が保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しによると、申立人の平成 3 年 10 月から 9 年 1 月までの標準報酬月額は、41 万円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当時の事業主は、「クレーンの操縦を行っていた者は日給月給で基本的には日給は同額であった。」と述べているところ、同僚は、「当時の給料は日給月給で、日額 1 万 5,000 円くらいだった。当時の給与明細書などは残っていないが、25 日出勤して、ほかに特別手当をもらったとしても 50 万円にはならない。」と供述している。

さらに、申立期間当時、申立人と同様にA社でクレーンの操縦をしていた被保険者 10 名のうち、標準報酬月額が 41 万円を超えている者はみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
② 昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 2 月 2 日まで

申立期間①はA社に勤務しており、申立期間②はB社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が当該期間のうち、昭和 55 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間にA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から認められる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した昭和 55 年 10 月 1 日である。

また、申立人が所持しているA社における昭和 55 年分源泉徴収票に記載されている社会保険料額は、申立人が申立てどおりに社会保険に加入していたとして算定される社会保険料額に比較して、少ない金額となっている。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び同僚の連絡先が不明であることから照会をすることができない。

申立期間②について、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する昭和 55 年分源泉徴収票から認められる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した昭和 56 年 2 月 2 日である。

また、申立人が所持しているB社における昭和 55 年分（同年 12 月のみ

同社勤務) 源泉徴収票に記載されている社会保険料額については、同社は厚生年金保険料を翌月控除と回答しているため同年分の源泉徴収票に同社の厚生年金保険料控除額が記載されるとは考え難い上、同社における社会保険料として算定される額と大きく相違している。

さらに、B社に照会したところ、当時の資料が残っていないので申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明であると回答しており、同僚は連絡先が不明のため聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 15 日から同年 8 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 5 月 10 日に A 社 B 工場で、一般事務職として臨時雇用され、同年 8 月 1 日付けで正社員として採用された。
臨時雇用の期間は昭和 48 年 7 月 31 日までで、引き続いて同年 8 月 1 日から正社員として勤務したが、厚生年金保険被保険者資格は同年 7 月 15 日に一旦喪失し、同年 8 月 1 日に再度取得したとして、被保険者期間が 1 か月欠落しているのは納得いかないため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A 社 B 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と符合している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人と同じページに記載されている者の被保険者記録を調査したところ、申立人と同様に臨時雇用から正社員となった 6 人の同僚についても申立人と同様に被保険者記録の欠落が見られ、当時、同社では、雇用形態の変更の際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた後、再度、被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、上記同僚 6 人は一様に「当該期間の保険料控除については覚えていない。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A社を退職したのは平成 6 年 2 月 28 日であったにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっている。同社の事務手続の不備のため、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険被保険者離職証明書の写し及び雇用保険の加入記録から、申立人が平成 6 年 2 月 28 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社へ照会したところ、「申立期間の資格喪失の届出について申立てどおりの届出を行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨の回答をしている。

また、A社では、「給与の支払方法は、当月末日締めで、当月 25 日支払で、厚生年金保険料の控除は翌月控除であった。」と回答しているところ、申立人が所有する平成 6 年 2 月の給与明細書で控除されている保険料は 1 か月分の保険料とほぼ同額であることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 48 年 5 月 30 日まで
オンライン記録では、A社で勤務していた期間の被保険者記録が無い。私は昭和 45 年 6 月 1 日に同社に中途入社し、3年間勤務した。一緒に働いた同僚の名前も覚えている。当時の給料明細書は無いが、申立期間に同社で働いていたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の当時の職場の様子や同社で一緒に働いた同僚等の名前を記憶していることから、時期は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社において厚生年金保険被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者に対して、同社における申立人の申立期間当時の勤務実態について照会したが、申立人が同社で勤務していたとする証言が得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

また、A社では、申立期間当時の人事資料などを保管しておらず、申立人が申立期間に同社で勤務していたかどうかについて不明であると供述している。

さらに、A社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る同社での勤務実態について証言を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで
私は、昭和 53 年 11 月から 58 年 10 月まで A 社に勤務したのに、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間は同社の調理場で料理人として間違いなく勤務していた。保険料控除の事実が確認できる給与明細書等は持っていないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚は、申立期間において、申立人が A 社に勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと記憶している料理長は、申立期間後の昭和 60 年 11 月 9 日に資格を取得している上、同じく一緒に勤務していたとする同僚 2 名は A 社において被保険者資格を取得していないことから、申立期間当時、同社では、厚生年金保険について、従業員ごとに取扱いが異なっていたものと考えられる。

また、A 社の当時の事業主は、社会保険等の書類は廃棄していると供述している上、当時の同社の社会保険の担当者に、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会しても回答が無いため、証言を得ることができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 57 年 12 月 1 日に資格を取得し、58 年 10 月 21 日に資格を喪失したとの記載があり、オンライン記録と一致している上、このほかに申立人に係る被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
勤務していたA社が、昭和 30 年 6 月 4 日にC区からD区に移転したが申立期間も会社を辞めたことは無く、継続して勤務し、保険料も控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の日記と同僚の証言から、申立人が、申立期間にA社及びB社（A社がD区に移転した後の名称）に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は昭和 30 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は同年 8 月 1 日に新しく適用事業所となっていることから、申立期間において、A社及びB社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同様にA社及びB社に勤務していた同僚は、「昭和 30 年 6 月ごろに勤務先がA社からB社に変わったが、同社の給与から保険料が控除され始めたのは同年 8 月からであったと記憶している。」と述べている。

さらに、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、それぞれの事業主も連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る保険料の控除について、照会をすることができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。